



# 守口市 消費生活センターくらしナビ

<市広報 令和5年1月号>

## 脱毛エステのトラブルが増えています

未成年者からシニアまで、男女問わず気軽に脱毛エステに通う人が増えてきましたが、契約内容や解約に関するトラブルが急増しています。

### 事例①安いつもりが高額コースの契約に

「脱毛1か所480円～」という広告を見て、脱毛サロンに行ってみた。体験後にあれこれ勧められ、月5千円でキレイになれると言われて、32万円のコースを5年間のクレジット払いで契約した。よく考えると高額だと思う。

### 事例②中途解約したら高額請求

永久保証付きの48万円の全身脱毛コースを契約したが、3回施術を受けた後に都合が悪くなって中途解約を申し出た。「単価8万円の施術が6回で48万円、契約期間2年間、7回目以後は回数無制限の無償アフターサービスの契約。3回利用分24万円と違約金2万円で、26万円の精算になる。」と言われた。契約書をよく読むと確かにそのような説明があった。永久保証に釣られて契約したが、中途解約したら思わぬ高額になった。

### 事例③サロンの倒産

2年間通い放題の脱毛エステの契約をして半年間通ったが、突然サロンが倒産した。残りの期間のサービス代金はどうなるのか。

### ポイント

脱毛エステは長期間にわたる契約ですが、施術を受けてみなければ良いか悪いか、身体に合うかどうかもわかりません。途中で事情が変わって続けられない場合もあります。契約するときは次の点に注意しましょう。

#### ▽その場ですぐ契約しない

広告をうのみにせず、契約書面をよく読んで料金や施術内容、解約の条件などを十分に確認しましょう。勧誘されてもその場ですぐ契約することは避け、冷静に考える時間を持ちましょう。

#### ▽分割払いの契約は慎重に

分割払いの場合は月々の支払額だけで判断せず、手数料を含めた支払総額や支払期間をよく確認し、慎重に検討しましょう。施術を受け終わっても支払いが続くこともあります。

#### ▽クーリング・オフと中途解約

債務提供期間が1か月を超え、5万円以上の契約であればクーリング・オフや中途解約ができます。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）